所得控除のあり方について
－人的控除の再考－

名古屋青年税理士連盟　研究部

目次

はじめに……１頁
第Ⅰ章　人的控除の意義……２頁
　１　所得控除……２頁
　２　税額計算と税額控除……２頁
　３　所得控除の種類……２頁
　４　人的控除とは……２頁
　５　人的控除に該当する所得控除……３頁
第Ⅱ章　各種人的控除の論点……３頁
　１　配偶者控除……３頁
　（１）配偶者控除の意義……３頁
　（２）配偶者控除の問題点……３頁
　２　配偶者特別控除……４頁
　（１）配偶者控除の趣旨及び沿革……４頁
　①配偶者特別控除の創設等……４頁
　②配偶者特別控除の上乗せ措置を廃止……５頁
　③配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正……５頁
　（２）配偶者特別控除の問題点……５頁
　３　扶養控除……６頁
　（１）創設趣旨……６頁
　（２）学説……６頁
　（３）判例……６頁
　（４）扶養控除の問題点……７頁
　①所得控除方式……７頁
　②金額……７頁
　③対象……８頁
　４　寡婦・ひとり親控除……８頁
　（１）寡婦・ひとり親控除の概要……８頁
　（２）寡婦・ひとり親控除の問題点……８頁
　５　基礎控除……９頁
　（１）意義……９頁
　（２）改正の問題点……９頁
　（３）最低限度の生活維持のための所得について……９頁

第Ⅲ章　負担軽減の手法.....　１１頁
１　所得控除.....　１１頁
（１）所得控除の意義.....　１１頁
（２）所得控除の問題点.....　１１頁
２　ゼロ税率.....　１２頁
（１）ゼロ税率方式の意義.....　１２頁
（２）ゼロ税率方式の問題点.....　１３頁
①税制の複雑化.....　１３頁
②所得控除は高所得者有利なのか.....　１３頁
３　税額控除.....　１４頁
（１）税額控除の意義及び特徴.....　１４頁
（２）税額控除の問題点.....　１５頁
（３）給付付き税額控除.....　１６頁
（４）所得控除から給付付き税額控除への移行について.....　１７頁
（５）小括.....　１８頁
４　世帯単位課税.....　１９頁
（１）世帯単位課税とは.....　１９頁
（２）世帯単位課税の意義.....　１９頁
（３）配偶者控除廃止論との関連.....　２０頁
おわりに.....　２１頁

はじめに

所得税は、個人の所得に応じて課される税であり、その計算において所得控除は重要な役割を果たしている。所得控除は、納税者やその家族の生活事情を考慮し、最低限度の生活を維持するために必要な所得を非課税とする制度である。特に人的控除は、納税者本人やその家族に関わる控除であり、社会保障の一環として憲法 25 条に基づく生存権の保障と密接に関連している。

現行の所得控除制度には、いくつかの問題が存在する。まず現行の所得控除制度が、少子高齢化や多様化する家族の在り方、女性の社会進出といった社会の変化に十分対応できていない点である。税制は納税者が直面する経済的・社会的環境に応じて柔軟に設計されるべきであり、改善が必要だと感じる。次に、所得控除制度は逆進的な性質を有している点も問題である。累進課税の下では、所得が高いほど税率が高くなるため、同じ控除額であっても高所得者ほど税負担の軽減効果が大きくなる。このことにより、所得再分配機能が十分に果たされておらず、税制の公平性が損なわれている。

このようなことから、所得控除について再検討を行い、より公正で持続可能な制度設計を模索することは、租税公平主義を実現するためにも極めて重要である。

本論文では、まず人的控除の現状とその問題点を明らかにし、その改善策としてゼロ税率、世帯単位課税、さらには給付付き税額控除といった手法について検討する。これらの手法は、租税の公平性を高め、社会的に弱い立場にある人々への支援を強化する可能性を持っている。

本論文を通じて、所得控除制度が抱える問題点とその改善の方向性について考察し、より公平で持続可能な税制の在り方について提言する。

第Ⅰ章　人的控除の意義

本論文は、所得税法における所得控除のうち人的控除に絞って議論を行う。そこで本章では所得税の税額計算過程について簡単に確認しつつ、人的控除とはどのような控除か、その定義及び各種所得控除で人的控除に該当するものを確認する。

１　所得控除

所得控除は、所得税の課税標準である総所得金額等から控除されるものである。これは、所得を得るために投下された必要経費とは性質が異なるものであり、納税者の個人的支出にあたるもので、本来所得の消費（家事消費）にあたるものである[1]。これらのうちやむを得ざる支出や損失を人的担税力の減殺事由として控除するもののほか政策的な理由又は公益的な理由による所得控除がある[2]。

２　税額計算と税額控除[3]

所得税額は、所得控除後の課税総所得金額に対して税率を乗じて、その税額を算出する。算出された税額から配当控除(所税法 92 条)、分配時調整外国税相当額控除(所税法 93 条)、外国税額控除（所税法 95 条）などの所定の税額控除を行われる。

また、平成 25 年から令和 19 年までの各年については復興特別所得税が課される。

３　所得控除の種類

所得税法では、所得控除を下記のとおり規定している。

雑損控除（72 条)、医療費控除（73 条)、社会保険料控除（74 条)、小規模企業共済等掛金控除（75 条)、生命保険料控除（76 条)、地震保険料控除（77 条)、寄付金控除（78 条)、障害者控除（79 条)、寡婦控除（80 条)、ひとり親控除（81 条）勤労学生控除（82 条)、配偶者控除（83 条)・配偶者特別控除（83 条の 2)、扶養控除（84 条)、基礎控除（86 条）

４　人的控除とは

人的控除について金子宏教授は、「所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活（minimum standard of living,Existenzminimum）を維持するのに必要な部分は担税力を持たない、という理由に基づくものであって憲法 25 条の生存権の保障の租税法における表れである」と定義している[4]。

また、谷口勢津夫教授は、「納税者本人およびその家族が「健康で文化的な最低限度の生活」(憲 25 条 1 項）を営む上で必要な支出は、最低生活費といわれる。……人的担税力を減

---

[1] 水野忠恒『大系 租税法〈第 4 版〉』中央経済社 361 頁（2023 年）参照。
[2] 谷口 勢津夫『税法基本講義〔第 7 版〕』弘文堂 369 頁（2021 年）参照。
[3] 金子 宏『租税法(第 24 版)』弘文堂 220 頁（2021 年）参照。
[4] 金子・前掲注３、210 頁参照。

殺するものとして所得課税上取り扱うことが、憲法上要請されるのである。これを最低生活費非課税の原則あるいは最低生活費控除の原則といい、この原則を具体化する所得控除を人的控除（納税者の人的事情を考慮するための所得控除）という」と定義している[5]。

両者に共通して、憲法 25 条第 1 項に規定される生存権を税制面から支えているものが人的控除であるという点を述べている。

５　人的控除に該当する所得控除

人的控除に該当する所得控除は、大きく二つに区分されている。その名称は論者により多少の違いはあるが、基礎的人的控除（人的控除の中で比較的一般的な人的事情を考慮した人的控除）及び特別又は追加的な人的控除（比較的特別・追加的な人的事情を考慮した人的控除）という分け方がされている。おおよそ各論者の考え方に違いはなく、所得控除は下記のように大別することができる。

基礎的人的控除
基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除
特別人的控除
障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

次章では、上記８つの人的控除について、その内容及びそれぞれが抱える問題点を指摘していくこととする。

第Ⅱ章　各種人的控除の論点

１　配偶者控除

（１）配偶者控除の意義

人的控除は、前述の通り憲法 25 条の生存権の保障の租税法における現れであり、所得のうち本人及びその家族の最低限の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないものであると考えられている[6]。このうち、所得税法は納税者が控除対象配偶者（所税法２条①三十三の二）を有する場合には、原則として、38 万円の配偶者控除を受けられる規定を設けている（所税法 83 条）。ところで、所得税法上、「配偶者」の定義規定を設けていないが、判例[7]では「身分関係の基本法たる民法は、婚姻の届出をすることによって婚姻の効力が生ずる旨を規定している。そして、法律上の婚姻をしたものを配偶者としているから、所得税法上の『配偶者』についても、婚姻の届出をした者を意味すると解すべきことになる」とし、民法上の借用概念を用い、配偶者を定義することとしている。

（２）配偶者控除の問題点

民法上の「配偶者」については、民法 739 条１項において「婚姻は、戸籍法の定めるとこ

[5] 谷口・前掲注２、369～370 頁参照。
[6] 金子・前掲注３、209 頁参照。
[7] 名古屋地判平成７・９・27 税務訴訟資料 213 号 694 頁。

ろにより届け出ることによって、その効力を生ずる」ものと規定されている。つまり、届出の存否によって婚姻関係にあるか否かは区別され、いわゆる内縁関係における事実婚などは婚姻の届出をしていないことから、法律上不存在のものとして取り扱われることになる[8]。よって、所得税法上も内縁関係にあるような事実上の配偶者を配偶者控除の対象として取り扱わないという裁判例も存在する[9]。しかし近年、LGBT などの性的少数者をめぐる動きが活発になっている。そして同性婚については、我が国を除くＧ７の国々が、同性婚又はそれに準じた制度を認めていることから[10]、いわゆる同性婚カップルに対して配偶者控除を認めるかどうかについても税の公平性の観点から検討する必要がある。

この点について、所得税法上の事実婚の取扱いについて税額控除全体に敷衍して考えてみると、必ずしも人的控除のすべての場面において事実上の配偶者が無視されているわけではない。前述の通り、配偶者控除においては内縁関係にあるような事実上の配偶者は配偶者控除の対象として取り扱わないこととしている。ところが、同じく人的控除の一つであるひとり親控除（所税法 81 条）においては、「事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるもの」の有無によって控除の適用要件を定めており、人的控除によって事実上の配偶者の取扱いが異なっているという指摘がある[11]。

また、結婚観の変化や男女共同参画社会の進展などを背景として、配偶者控除の廃止も検討がなされており、女性の社会進出が求められる中で、配偶者控除の在り方を検討すべきである課題といえる[12]。

現行の配偶者控除制度を廃止した場合、現行の配偶者控除の適用を受けている者については、税負担が増えることとなるので、仮に配偶者控除を廃止することとなった場合には、夫婦合算税制の導入などにより、それまで配偶者控除を受けていた納税者の税負担を受けないようにするといった改革が必要となる[13]。

また、配偶者控除は、主にその適用について課題を有するものであるが、単に適用要件のみを議論するだけでなく、所得控除制度全体に渡って用語の定義を統一させるなど、矛盾のない適用要件を定める必要がある。

２　配偶者特別控除

（１）配偶者特別控除の趣旨及び沿革

①配偶者特別控除の創設等（昭和 62 年度改正、昭和 63 年 12 月改正）

昭和 62 年度税制改正により、「納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、

---

[8] 古川瓔子「事実婚の法的保護と内縁保護法理についての一考察」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要第 27 号 41 頁(2009 年)。

[9] 最判平成９・９・９訟務月報第 44 巻 6 号 1009 頁。

[10] 中西絵里「LGBT の現状と課題―性的思考又は性自認に関する差別とその解消への動き―」『立法と調査』参議院常任委員会調査室・特別調査室 11 頁（2017 年)。

[11] 酒井克彦、手代木しのぶ「所得税法上の配偶者控除、寡婦控除、ひとり親控除に関する問題」Accord Tax Review No15･1636 頁(2023 年)参照。

[12] 谷口・前掲注２､370 頁参照。

[13] 矢内一好「「配偶者控除」を廃止し場合に生ずる諸問題」税務事例 Vol.54 No.8 14 頁（2022 年）参照。

税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取り額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点[14]」などの趣旨から配偶者特別控除が創設された。

②配偶者特別控除の上乗せ措置を廃止（平成 15 年度改正）

平成 15 年度税制改正では、配偶者特別控除の上乗せ控除部分が廃止された。その趣旨について、税制調査会の答申では、「配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになっている。こうした経済社会の構造変化も顧みれば、配偶者控除に上乗せして、言わば『二つ目』の特別控除を設けている現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている[15]」としている。

③配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成 29 年度改正）

平成 29 年度税制改正についての説明資料において「就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う[16]」としている。

この改正により配偶者特別控除による所得控除額が 38 万円となる合計所得の上限は 95 万円（給与収入のみで 150 万円）に引き上げられている。この 150 万円という水準は時給 1,000 円で 1 日 6 時間、週 5 勤務した場合の年収 144 万円を上回るように設定されている。

（２）配偶者特別控除の問題点

配偶者が就業時間（収入）を調整する、いわゆる「103 万円の壁」については配偶者特別控除の導入によって、103 万円を超えても世帯の手取り収入は逆転しない仕組みとなっており、税制上この問題は解消している。

しかし、社会保険に関係する年収の壁として、一定条件のもと社会保険への加入が必要となる「106 万円の壁」と、配偶者の扶養を外れ社会保険への加入が必要となる「130 万円の壁」が存在する。特に 130 万円の壁を超えると国民年金や国民健康保険の負担が大きくなるため、仮に 103 万円の壁の問題をクリアしたとしても社会保険の壁に阻まれることになる。

---

[14] 『わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－』（平成 12 年 7 月）（税制調査会）92～93 頁(2000 年)。

[15] 『平成 15 年度における税制改革についての答申－あるべき税制の構築に向けて－』（平成 14 年 11 月）（税制 調査会）5 頁(2003 年)。

[16] 平成 29 年度税制改正大綱　1 頁、説明資料（平成 29 年度税制改正等について）（平成 29 年 1 月 27 日）（財務省）2 頁、13～15 頁(2017 年)参照。

平成 29 年度税制改正において、配偶者特別控除による所得控除が 38 万円となる合計所得の上限は 95 万円（給与収入のみで 150 万円）に引き上げられているが、それより低い基準で社会保険に係る年収の壁が存在する以上、税制面でもその影響を加味して改正していかなければ、就業調整の問題は解消しているとは言えないのではないだろうか。

３　扶養控除

（１）創設趣旨

大正９年に、少額所得者に幼年者及び老年者又は不具疾病者がいる場合には、納税者の負担力に著しい影響があるという配慮に基づき[17]、扶養控除が創設された。その後の昭和期から現在に至るまでは、経済的・社会的条件の変化に基づいた政策的判断により、扶養控除の対象者や金額に関して度々の改正があった。特に、平成になってからは少子化対策として養育費や教育費が必要な者を扶養控除の対象とすべきかという論点について議論が活発に行われ[18]、特定扶養控除やすぐに廃止されてしまったが年少扶養控除が創設された。なお、昭和 15 年に扶養控除は所得控除から税額控除へと改正されたが昭和 25 年のシャウプ勧告に基づいた税制改正にて、基礎控除が既に所得控除制をとっており納税者にとって一本建にしたほうが便利であること等を理由に、再度所得控除へと改正された[19]旨を後述する事項と関連するためここに付け加えておく。

（２）学説

扶養控除（所税法 84 条）は、基礎控除（所税法 86 条）や配偶者控除（所税法 83 条）と同様に人的控除の１つとされている[20]。金子宏教授は人的控除を憲法 25 条の現れ[21]と考えており、その他の論者らも人的控除は最低生活費を保証するものであり[22]、その中でも扶養控除は扶養義務のある家族の最低限度の生活のための所得は担税力を持たないという趣旨で設けられている[23]と説明する。

（３）判例

大阪高裁昭和 56 年６月 26 日判決[24]では、扶養控除は人的控除の１つとし、「一般的な人的控除制度の制定の趣旨は、最低生活費……に対応する部分を課税外におき、担税力のない

---

[17] 大蔵省編纂『明治大正財政史 第 6 巻』経済往来社 1088 頁(1957 年)。
[18] 国税庁「昭和 63 年改正税法のすべて」302 頁参照。
[19] シャウプ勧告では扶養控除を所得控除から税額控除へ改正することによる３つの利点として、高額所得階層における大世帯と小世帯との間には税負担の分配がより公平なものとなること、扶養控除後の所得額を住民税の賦課標準として利用できることも挙げている。大蔵省編纂『昭和財政史 終戦から講和まで 第 8 巻』東洋経済新報社 25 頁(1957 年）参照。
[20] 畠山武道『租税法（改訂版)』青林書院 126 頁(1985 年）参照。
[21] 金子・前掲注３､208 頁参照。
[22] 水野忠恒『租税法（第 5 版)』有斐閣 284 頁(2011 年）参照。
[23] 岡本忠生=渡辺徹也=高橋祐介『ベーシック税法（第 7 版)』有斐閣 82 頁(2013 年）参照。
[24] 大阪地判昭和 56 年 6 月 26 日行集 32 巻 6 号 949 頁。

者には、課税最低限を設定することによって納税義務を免除しようとすることにある。すなわち、扶養控除についていえば、納税者の家族に扶養される親族がいる場合、その者の最低生計費……に対応する部分を扶養に必要な費用として担税力を認めず、当該納税者に対する課税の対象外におこうとするものである」と述べている。他の判決[25]でも同様の趣旨が述べられており、学説で記載した内容と判決で扶養控除の意義に大きな違いは見られない。

（４） 扶養控除の問題点

① 所得控除方式

前述したように現行法では扶養控除は所得控除方式を採用しているが、当該方式に対して大きく２つの批判がなされている。すなわち１つは累進税率の下では高額所得者に有利になる、もう１つは課税最低限以下の所得者がメリットを享受できないというものである[26]。こうした問題に対する解決策として、昭和 15 年の改正時のような税額控除[27]や給付付き税額控除[28]に切り替えるべきとの主張が存在する。しかし、前述したような学説や判例の考え方から反論を唱える論者も多く、未だに議論の余地を残している[29]。

なお、令和６年度税制改正大綱でも取り上げられたが、児童手当の給付と扶養控除の関係についてもこれらと似たような問題を抱えていると言える。扶養控除と児童手当は子育てに係る経済的な支援という機能面では同様であるため[30]、藤田晴教授も児童に関する扶養控除は社会保障面の児童手当と結合すべきであろうと述べている[31]。しかし、それぞれの財源の違いや、所得税法と児童手当法では法の目的が異なること等から一本化はすべきでないとする反論がある[32]。

② 金額

子育てにかかる金額は、扶養控除による金額よりも著しく高い金額であると試算されている[33]。すなわち、最低生活費が課税最低限を上回っており、これ以上の課税最低限の引き下げは憲法違反であるとの見解が存在する[34]。金子宏教授はこのことについて、直ちに不合理な差別として憲法違反になるとは考えないが、立法論としては基礎的人的控除の引き上

---

[25] 例えば、東京地判昭和 62 年 12 月 16 日判例時報 1268 号 22 頁、大阪地判平成 11 年 11 月 24 日税務訴訟資料 245 号 341 号。

[26] 野口浩「扶養控除のあり方」税法学 579 巻 233 頁、248～249 頁(2013 年)参照。

[27] 上村敏之=足立泰美『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社 32 頁(2015 年) 参照。

[28] 森信茂樹「先進国の標準税制としての給付付き税額控除」税研 145 号 24 頁、27～30 頁(2009 年)参照。

[29] 例えば、佐藤英明「詩上税務審議『基礎的人的控除の簡素化』」税研 94 号 60 頁、64 頁(2013 年)参照。

[30] 児童手当制度研究会監修『三訂 児童手当法の解説』中央法規出版 49 頁(2004 年) 参照。

[31] 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社 83 頁(1992 年) 参照。

[32] 野口浩「扶養控除のあり方」税法学 579 巻 233 頁、244 頁(2013 年)参照。

[33] データは古いが、森田陽子「子育て費用と出生行動に関する分析」日本経済研究 48 巻 34 頁～35 頁(2004 年)参照、また内閣府による「平成 21 年度 インターネットによる子育て費用に関する調査」等から明治安田生命保険相互会社が計算している。
https://www.meijiyasuda.co.jp/find2/light/knowledge/list/25.html[最終確認日：2024 年 7 月 28 日]。

[34] 伊藤嘉規「社会扶助と税の一致」富山経済論集 49 巻 1 号 62 頁(2003 年)参照。

げが必要であろうと述べている[35]。

③ 対象

最高裁平成３年 10 月 17 日判決[36]で、所得税法第２条第１項第 34 号（扶養親族）の親族の意義は、借用概念である、すなわち民法上の親族をいうものと解すべきであるから、事実婚の関係にある２人の未認知の子は扶養控除の対象とはならないとする旨の判断が下された。しかし、平成３年と比較すると、2020 年以降の全出生数に占める摘出でない子の出生数の割合は２倍以上になっており[37]、子どもが置かれている状況はより複雑で不安定になりつつある。このような家族形態が多様化しつつある現状を鑑みて、扶養控除の対象者を再考すべきと主張する論者もいる[38]。

また、ニートやパラサイトシングルに対する扶養控除にも疑問が投げかけられている。田中康男氏は、今後少子高齢化により労働力人口の減少がますます進むことを考慮すると、税制上の配慮をしないことによって、そのような者を政策的に働かせるような仕組みを作ることも必要であろうと述べている[39]。

４．寡婦・ひとり親控除

（１）寡婦・ひとり親控除の概要

寡婦控除とは、ひとり親に該当しない者で夫と離婚もしくは死別後に再婚していない者を対象者としており、控除を受けようとする者の合計所得金額が 500 万円以下で、扶養親族がいる（死別の場合は不問）場合に控除が受けられる（所税法２条１項 30 号）。寡婦控除の控除額は、27 万円と規定されている（所税法 80 条 1 項）。

ひとり親控除は、令和２年度税制改正から新しく創設された所得控除である。 ひとり親控除は、控除を受けようとする者に生計を一にする子供がおり、その子供の総所得金額等が 48 万円以下で、控除を受けようとする者の合計所得金額が 500 万円以下であれば、婚姻歴の有無や性別を問わずひとり親控除が適用できる（所税法２条１項 31 号）。ひとり親控除の控除額は、35 万円と規定されている（所税法 81 条 1 項）。

（２）寡婦・ひとり親控除の問題点

寡婦控除、ひとり親控除の共通の問題としては、控除を受けようとする者に「事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者」がいる（所税法２条１項 30 号、同項 31 号）と、

---

[35] 金子宏「総説―所得税における所得控除の研究―」日税研論集 52 号 3 頁 7 頁(2003 年)参照。
[36] 最高裁第一小法廷平成 3・10・17 集民 163-381 頁。
[37] 政府による人口動態調査によると、1980 年以降は全出生数に占める摘出でない子の割合は増加していたが。2014 年以降はほぼ横ばいとなっている。https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411618[最終確認日：2024 年 8 月 2 日]。
[38] 尾澤恵「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障―児童手当・扶養控除の対象の考察―」社会保障研究/国立社会保障・人口問題研究所編 41 巻 2 号 122 頁 133 頁(2005 年)参照。
[39] 田中康男「所得控除の今日的意義」税務大学校論叢 48 巻 1 頁 96 頁（2005 年）参照。

寡婦又はひとり親から除外され、控除を受けることができなくなる。配偶者控除では、事実婚関係にある者を控除対象配偶者から除外しており、所得控除制度での事実婚関係にある者の取扱いが一貫性に欠けている。

また、ひとり親控除は男性でも要件に当てはまれば適用が可能であることから、男女平等な所得控除である。しかし、寡婦控除の対象者は、夫と離婚又は死別後再婚していない者を対象としていることから、女性が対象となっている。寡婦控除は、男女平等の観点から控除を廃止するか、男性でも控除が受けれるように改正をする必要があると考えられる。

５．基礎控除

（１）意義

基礎控除は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除と並んで人的控除の一つとされる。その趣旨については前述の通り、所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないため、課税の対象としないことにある[40]。

基礎控除は、平成 30 年度の所得税法改正までは 38 万円の定額であったが、右改正により、合計所得額が 2,400 万円以下の者については、10 万円増額され 48 万円とする一方で、合計所得金額が 2,400 万円超、2,450 万円以下の者については、32 万円、合計所得金額が 2,450 万円超、2,500 万円以下の者については 16 万円、2,500 万円超の者については０円とする逓減消失控除となった。

（２）改正の問題点

上記の基礎控除の改正は、基礎控除について、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかという指摘を踏まえ、逓減消失控除としたものである[41]。

これを定額控除方式の問題点を是正していると評価することもできる。しかし、所得控除において、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいというのは、累進課税の結果である。所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないという基礎控除の出発点に照らすと、所得金額が多ければ、最低限度の生活を維持するための所得に課税されてもよいのかという問題はある。

（３）最低限度の生活維持のための所得について

最低限度の生活維持のための所得について、生活保護基準が参考にされることがある[42]。生活保護は、厚生労働大臣が定める基準として、支払われる（生活保護法８条）。生活保護法による保護の基準（厚生省告示第 158 号）では、計算される最低生活費と地域を１級地 -

---

[40] 金子・前掲注３、250 頁参照。
[41] 自由民主党、公明党『平成 30 年度税制改正大綱』(2017 年) 3 頁参照。
[42] 「総説　所得税における所得控除の研究」日税研論集 VOL52　6 頁(2003 年)参照。

１から３級地 - ２までの６種類に分けて、地域ごとに年齢、家族構成等を考慮して、世帯の人数、年齢に応じて、基準生活費を計算する形となっている。

例として、東京 23 区、名古屋市等の大都市は１級地 - １に分類される。１級地 - １で令和５年 10 月以降の基準生活費は、40 歳の単身者で、以下の通り月額 76,420 となる[43]。

項目	金額
生活扶助基準（第 1 類）	46,930 円
生活保護基準（第 2 類）	27,790 円
経過的加算	700 円
特例加算	1,000 円
合計	76,420 円

これを１年分にするため 12 を乗ずると、917,040 円となる。基礎控除 48 万円は生活保護基準の 52%程度であり、大きく下回っている。実際には、住宅扶助等、生活保護基準の側に加算の要素があることを考慮すると、基礎控除と最低限度の生活維持のための所得の差はさらに広がる。最低限度の生活維持のための所得には課税しないという目的を基礎控除単独では達成できていない。この点を是正するとすれば、基礎控除の大幅な増額が必要である。

なお、基礎控除が憲法 25 条１項に反すると争われた裁判例として、東京地裁昭和 61 年 11 月 27 日判決（行裁例集 37 巻 10～11 号 1382 頁）があるが、原告の所得金額が、生活扶助基準額を大幅に上回っており、基礎控除の額がそのままでも、原告の最低限度の生活が侵害されるということはなく、原告以外の第三者の最低限度の生活が侵害されていることも特段主張立証されていないので、主張が前提を欠くとされ、憲法違反については判断されていない。

最判昭和 60 年３月 27 日判決（民集 39 巻２号 247 頁）においては、「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることも明らかである。したがつて、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである」として、租税の立法に関し、国会の広い裁量を認めている。

[43] 実際に支給される金額は、住宅扶助のように実費をもとに給付される扶助（ただし、名古屋市の単身者であれば上限 37,000 円のような上限はある。）や地区別冬季加算や期末一時加算のように季節による加算、母子加算や妊産婦加算など家族構成による加算等によって変わる。

国民の最低限度の生活維持をどう達成するかは、立法の裁量の範疇であるとすれば、基礎控除を含む人的控除は、国民の最低限度の生活維持の手段の一つにすぎず、必ずしも控除額が最低限度の生活維持の費用以上である必要はないことになると司法は判断しているようである。

第Ⅲ章　負担軽減の手法

１　所得控除

（１）所得控除の意義

所得控除とは、所得税額の計算において各種所得金額から控除される基礎控除その他の控除をいい、現行法においては 15 種類の項目が設けられていることは第Ⅰ章人的控除の意義において述べたとおりである。我が国では昭和 25 年のシャウプ税制改正以降、所得税政策では所得控除が主な手段となってきた。これは、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方に基づくものである[44]。しかし、累進課税のもとでは高所得者ほど所得控除による税額負担軽減効果が大きくなることから、税額控除（単なる税額の軽減のみではなく、給付による場合もある）への移行をはじめとし、所得控除中心の税制の在り方を見直す向きもある。

本項では、所得控除のうち人的控除と税額控除との相違点を検討することで、所得控除の問題点について述べることとしたい。

（２）所得控除の問題点

所得控除と税額控除との相違点として、まずその性質的・税制立法上の役割的な観点での相違点について述べておきたい。所得控除の存在理由には、①強制的支出による担税力の減殺に配慮すること、②生存権または課税最低限に配慮すること、③政策的理由の３点があるとされる。また、税額控除の存在理由としては、①配当控除・外国税額控除に代表されるような二重課税の排除、②政策的理由の２点があるとされる[45]。政策的理由はいずれの制度にもみられるが、税額控除には課税の公平性を担保する役割があるのに対し、所得控除には納税者の担税力および生存権への配慮といった憲法 25 条のいう健康で文化的な最低限度の生活を営む権利への対応としての役割があるといえる。もちろん、例えば税額の水準に応じて控除額を変動させる等の方法で担税力の減殺効果を税額控除にもたせることも可能であるとは考えられるものの、所得控除を見直すにあたっては生存権への対応をどのように担保するかを念頭に置く必要はあるであろう。

次に、所得控除と税額控除との税額計算面での相違点として、前段でも触れたが累進課税

---

[44] 政府税制調査会平成 19 年 11 月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」参照。

[45] 田中治『田中治税法著作集第 3 巻－租税実態法の諸相と論点－所得課税』清文社 342 頁（2021 年）。なおその他の役割として、所得控除には低所得者の申告納税免除とするための実務負担軽減としての役割もあると考えられる。

方式における税額計算に与える影響がある。納税者から一律一定額を所得から控除する場合、高額所得者ほど控除額に対して軽減される税額が大きくなることから、税額負担軽減効果も大きくなるのに対して、税額控除に拠った場合は所得に関わらず一定の税額負担軽減効果を得ることができる。また、このような税額控除の効果を踏まえて所得再分配効果の向上を図ることもできるといえる。ただし、この税額計算面での相違点については、あくまで我が国の課税方式が累進課税であるため生じるものであることに過ぎない。仮に、所得控除項目のうち定額控除方式である項目について逓減控除方式の所得控除に移行すれば、当該累進課税による影響を解消することは可能と考えられる[46]。ただし、前述のとおり、所得控除には最低限度の生活を維持するための生存権への対応としての役割があることから、安易に移行することは適切ではない。

このように、前章まででも述べてきたとおりであるが、人的控除をはじめとして所得控除には検討すべき問題点・課題点が残置されているといえるであろう。

２　ゼロ税率

ゼロ税率とはドイツ・フランスなどで採用されている制度で、課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式である。

現行の所得控除方式は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であるため、全ての納税者が一定額まで同一の軽減の効果が得られる税制が求められており、その一つの手段として注目されている。

（１）ゼロ税率方式の意義

ゼロ税率方式は、所得の多寡に関わらず、納税者に同じ減税額をもたらす手段として、一定額の所得まではゼロ税率を適用する方法である。つまり、税率表にゼロ税率を適用する所得区分や税率不適用所得を設けるというもので、この方法を採用すると税額控除と同様の効果があるとされる[47]。

所得再分配機能を回復させるという観点からは、このように所得控除方式における基礎控除等に代えて一定の所得金額までの税率をゼロとするゼロ税率方式の導入が考えられる。

ゼロ税率方式の場合には、所得の多寡にかかわらず、一定の所得金額に対する最低税率がゼロであるため、所得控除方式に比べて高所得者の負担が相対的に増加することになる。このため、高所得者の負担が軽減されるという所得控除方式の問題点が解消できるとともに、所得再分配がより促進されることになる。また、ゼロ税率の適用所得金額を基礎控除額より高額な水準に設定すれば、所得再分配機能がさらに強化されるとともに、若年層や低所得者

---

[46] 金子・前掲注３、211 項。所得の多寡にかかわらず一定額を控除する方式を定額控除方式、納税者や配偶者などの所得を複数の段階に分け、上の段階に進むにしたがって控除額を逓減させる方式を逓減控除方式としている。

[47] 藤村直未「所得控除制度の再考」租税資料館賞受賞論文集 21　11 頁(2012 年)参照。

層の負担軽減が図られることになる。

（２）ゼロ税率方式の問題点

①税制の複雑化

ゼロ税率方式による場合には、累進税率構造における税率適用所得区分の定め方を検討する必要がある。ゼロ税率方式を採用した上で、個々の人的事情を勘案した課税方式とする場合には、ゼロ税率方式と税額控除方式を組み合わせる方法（ゼロ税率方式により税額を算出した後に「配偶者税額控除」、「扶養税額控除」、「障害者税額控除」等を適用する方法）が考えられる。ただし、多項目の税額控除を設定すると、税額の計算が複雑化し、納税者と税務当局の双方の事務負担が増加するおそれがある。納税者の便宜と執行上の問題を勘案すれば、税額控除項目を限定し、可能な限り簡素な税制とする必要がある。なお、家族構成等の人的事情に応じてゼロ税率の適用所得金額を変動させる方法（例えば、独身者の場合には所得 50 万円までの税率をゼロとし、扶養親族が１人の場合には所得 100 万円までの税率をゼロとする方法）も考えられるが、複数の税率表が必要になるなど、税制が複雑化するため適当な方法とはいえない[48]。

②所得控除は高所得者有利なのか

所得控除は適用税率の高い高所得者に有利で低所得者には不利な制度であるというが、これは所得税が累進税率方式を取っているためである。そのため所得控除が一見すると逆進的効果を持つように見えるのが、それは累進税率の反射であるにすぎず、所得控除制度は高所得者への優遇を図るものではないとの主張もある。田中治教授の主張では、「所得控除の適用の後において、かつ累進税率の対象となる課税所得の大きさを比較するのではなく、所得から控除する部分のみに着目して、高所得者と低所得者とを比較するのは、比較の対象が偏っており、必ずしも十分な説得力はないように思われる」とある[49]。

たしかに累進税率の中では高所得者はそもそも高い税率での税金を負担しているのであり、所得控除により減税額が大きくなるのは当然であると考えられる。しかし税の制度が広く国民に理解され、より納得感のある制度であるべきという立場に立つならば、このような累進制の中に逆進性を孕むような制度は改善されるべきではないだろうか。

例えば、簡単にゼロ税率を適用した場合のシミュレーションをしてみると、所得が 500 万円で人的控除は基礎控除のみの所得控除方式における所得税額は 48 万円程度であるところ、100 万円以下の所得についてはゼロ税率を適用し、人的控除は無いものとして税額を計算すると 53 万円程度になった。次に所得 300 万円の場合でシミュレーションすると所得控除方式における所得税額は 15.7 万円程度であるところ、同じように 100 万円以下の所得にゼロ

---

[48] 日本税理士会連合会税政審議会「個人所得課税における 控除方式と負担調整のあり方について －平成 29 年度諮問に対する答申－」7-8 頁(2017 年)参照。

[49] 田中・前掲注 45、342 頁(2021 年)。

税率を適用するとした場合には 15.5 万円程度と若干ゼロ税率が有利となった。このようにたしかにゼロ税率を導入すれば低所得者であればあるほど有利になってくる。

もちろん①で述べたようなブラケットの定め方や、税額控除と組み合わせる場合など税制が複雑になる問題点はあるが、ゼロ税率制度は所得控除制度の逆進性に対する一つの解決策になるのではないかと考える。

所得500万円の場合		
現在の税額計算		
合計所得金額	5,000,000	
基礎控除	480,000	
課税所得金額	4,520,000	
所得税	476,500	税率20%
復興特別所得税	10,007	
合計税額	486,507	
100万円以下の所得にゼロ税率を適用した税額計算		
合計所得金額	5,000,000	
0円～100万円	0	税率0%
100万円～195万円	47,500	税率5%
195万円～330万円	135,000	税率10%
330万円～500万円	340,000	税率20%
所得税	522,500	
復興特別所得税	10,973	
合計税額	533,473	

所得300万円の場合		
現在の税額計算		
合計所得金額	3,000,000	
基礎控除	480,000	
課税所得金額	2,520,000	
所得税	154,500	税率10%
復興特別所得税	3,245	
合計税額	157,745	
100万円以下の所得にゼロ税率を適用した税額計算		
合計所得金額	3,000,000	
0円～100万円	0	税率0%
100万円～195万円	47,500	税率5%
195万円～300万円	105,000	税率10%
所得税	152,500	
復興特別所得税	3,203	
合計税額	155,703	

３　税額控除

（１）税額控除の意義及び特徴

税額控除とは「所得税法、法人税法及び消費税法上の観念で、最終的な税額を算出するにあたり、課税標準に税率を適用して算出された税額から一定額を控除すること」と一般的に定義されている。所得税法では、本法において、配当控除（所税法 92 条）と外国税額控除（所税法 95 条）が規定され、その趣旨は、二重課税を調整するための課税技術上の措置であるとされている。また、我が国では、税額控除は、政策減税の手段として、ある特定の業種や経済活動に対する特例として認められてきている。例えば、住宅の取得を促進するための住宅借入金等特別控除（措法 41 条）や、企業投資の観点からの試験研究を行った場合の税額控除、中小企業設備投資の促進等の政策目的のための税額控除、認定 NPO 法人並びに一定の要件をみたす公益社団法人等に寄附をした場合の税額控除、政治活動に対する寄附金の税額控除などを認めている[50]。現行制度では、基礎控除などの最低生活費非課税を保障する性質（憲法 25 条）の控除（人的控除）を税額控除とするものは認められていない。税額控除の場合には、高所得者ほど軽減額が大きいという所得控除の問題点が解消されるため、所得控除に比べて所得再分配がより促進されると考えられている。また、控除額が画一的であるため、納税者からみれば、税負担の軽減度合や税制による支援額が明瞭になるというメリットがある。本章では、人的控除から税額控除への移行した場合の問題点について指摘し、

[50] 水野忠恒「所得控除と憲法問題（日税研論集第 52 号（2003）所得控除の研究）」86～89 頁(2003 年)。

そのうえで、近年注目されている給付付き税額控除への移行について論じたい。

（２）税額控除の問題点

現行の所得税における控除制度は、所得控除を中心として構築されているため、現状では税額控除に関しての法制面や実務面からの問題点は少ないと言われており、今後の税制として、仮に所得控除から税額控除に移行した場合には、次のような問題を想起することができるといわれている[51]。

① 税額を算出した後に適用する税額控除の仕組みからみると、一定の所得以下の者を課税対象外とするという現行制度の考え方を維持するとすれば、課税最低限を規律することが困難になるおそれがある。

② 税額控除によって課税最低限を定めた場合には、その控除額が所得金額に換算していくらになるかが分かりにくくなるという問題が生じる。

③ 税額の有無を申告要否の判定基準とした場合には、申告件数が増加することになり、その結果、徴税コストが増大するとともに、納税者と税務当局の双方において事務負担が増加するおそれがあること。

④ 税額控除の適用もれや無申告者に対しては、税務署長による減額更正等の処分を要することになり、税務当局の事務負担が増加するおそれがあること。

所得控除（人的控除）から税額控除への移行を考えた場合には、これらの問題点を解消することが肝要である。

①及び②では、憲法 25 条の最低限度の生活保障を税額控除によってどのように理由づけさせていくのかが問題となる。現行の所得控除（人的控除）はその控除の金額の多寡の問題こそあるが、最低生活費保障として一律に基礎控除額 48 万円が所得から控除され、当該基礎控除額以下の者には課税しないということになる。この点からすると、憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という生存権は確保され、かつ、憲法 29 条の財産権保障の観点から考えても、基礎控除額以下ならばそもそも課税されないということが一定の財産を保障することにも繋がるため、論理的に整合性があると思われる。これについて、田中治教授は「これまで、人的控除については、『所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するために必要な部分は担税力を持たない、という理由に基づくもので、憲法 25 条の生存権の保障の租税法における現れ』と説明されてきた。これは最低生活費部分に課税をすることは生存権を侵害すると考えるものである。これは国家の課税権を制約する原理であり、財産権保障にも通底する考えであろう[52]」と述べている。

これに対して、所得控除から税額控除に移行した場合には、累進税率を採用していること

---

[51] 日本税理士会連合会税制審議会「所得税における所得控除と税額控除のあり方について」2 頁(2009 年)。

[52] 田中・前掲注 45、346 頁(2021 年)。

から、最低限度の生活保障額が人によって変わってしまう可能性があり、最低限度の生活費保障の根拠を税額控除の仕組みの観点から説明することが困難となる。このことについても、田中治教授は「仮に人的控除を所得控除から税額控除に切り換えるとした場合、税額控除の仕組みの権利性をどのようにして担保しうるかが問題となる。限界税率 10%の適用がある納税者に対して、所得控除としての 38 万円（ママ）の基礎控除が、3.8 万円の税額控除となった場合、税負担の軽減効果は同じである。とはいえ、3.8 万円の税額控除の理由づけは、必ずしも容易ではない。所得控除の制度の下で、課税権が最低生活費（38 万円が最低生活を営む上で適切かどうかは問わないとして）に食い込むことは憲法上許されない、ということは言いうるとしても、これが税額控除方式に切り替わる場合、最低生活費に対する課税権の制約原理があることを直ちに理解することは容易ではない」とし、さらに「権利性を明確にした税額控除の仕組みはありうるのか、などにつき、十分な検討が必要となる[53]」と述べている。

③及び④の問題点については、所得控除から税額控除へ移行した場合、申告件数が増加することが予想され、課税庁はその対応に負われ結果として徴税コストや事務負担が増えることとなる。また納税者も所得控除で申告不要となっていた人も、現行の制度では、算出税額が計算される以上、申告して始めて税額控除の適用が認められるので、結果として納税額が算出されない人でも申告を行う必要があり納税者側も負担を強いられることとなる。しかしながら、現在では行政の DX 化が推進されており、税務申告においても以前に比べてその処理スピードが格段に向上している。また、我が国ではマイナンバー制度も現在では普及しており、税制及び社会保障制度の効率化が行われてきている段階である。このような行政改革が行われていけば、近い将来には、的確に所得を捕捉し、必要な社会保障給付を充実させることができるはずである。したがって、所得控除から税額控除に移行した場合における大きな問題点とはならないのではないかと考える。

（３）給付付き税額控除

税額控除のうち、所得税の負担調整措置として、課税最低限以下の低所得者に対して税額控除しきれない分を給付する仕組みを「給付付き税額控除」とし、これに対して、給付しない仕組みの税額控除を「給付なし税額控除」とし、両者を制度的な観点の相違から区別するものとする[54]。

給付付き税額控除とは「給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの[55]」と定義づけられている。給付付き税額控除は課税最低限以下の低所得者を課税の手続きに取り込み、「税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控

---

[53] 田中・前掲注 45、342 頁(2021 年)。

[54] 鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除―給付付き税額控除を視野に入れて―」国立国会図書館調査及び立法考査局レファレンス(2009 年)参照。

[55] 「給付付き税額控除」の定義と思われるものとして、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）附則第 104 条 3 項参照。

除しきれない額を現金で給付する」制度であるとされる[56]。この制度は、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みであるといわれている。通常の「給付なし税額控除」との違いは、所得税額が少なく税額控除を使いきれない者や、課税最低限に達しないために納税していない低所得者に恩恵を与えることができる点である。このため給付付き税額控除は「負の所得税」と呼ばれることもある。

給付付き税額控除は、既に多くの諸外国で採用されており、その給付の仕方は国によって異なる。給付の仕方には、大きく分けて次の３つの方法がある。①「所得税額と相殺し、残りを給付」、②「全額を給付」、③「所得税額を超えて租税公課（社会保険料や地方所得税）と相殺するが、給付は行わない」である。また、その目的別に勤労税額控除、児童税額控除、消費税逆進対策税額控除の３つに大別される。

勤労税額控除とは、労働者のインセンティブを高めつつ、低所得者支援を目的としており、一定以上の勤労を条件に一定割合の税額控除を受けることができ、税額控除しきれない低所得者には給付を行うというものである。勤労税額控除を導入している国は、アメリカ、カナダ、イギリス、フランスなど 10 か国以上の多くの国で導入されている。

児童税額控除とは、母子家庭の貧困対策や家庭への経済支援を目的とするもので、子供の数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると税額控除が逓減される制度となっており、扶養控除や児童手当とすみわけを行って活用している。少子化対策の一つとして、児童税額控除を採用している国は多く、主にアメリカ、カナダ、イギリス、オランダなどが導入している。

消費税の逆進性対策税額控除は、消費税がもつ逆進性の緩和を目的とするもので、生活必需品に軽減税率をゼロ税率などの複数税率の適用と、低所得者向けに「消費税負担分の一部還付」を目的として個人所得税の税額控除があり、カナダではこの 2 つを併用している。

このように、給付付き税額控除は諸外国ではすでに実践されており、低所得者の家計費補助金の意味において有効活用されている。

（４）所得控除から給付付き税額控除への移行について

所得控除から税額控除への移行については、前述のとおり、憲法第 25 条第 1 項の規定にから所得控除制度の意味とその重要性を支持する意見があり、先に述べたとおり、その意味及び重要性については確認をした。

しかし、所得控除では、限界税率の高い高所得者ほど有利で、低所得者や非課税所得者には恩恵が少ないという制度では、租税公平主義を軽視していると言わざるを得ない。租税公平主義について金子宏教授は「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならず、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則」であるとし、「これは、近代法の基本原理である平等原則の課税の分野における現わ

[56] 藤村・前掲注 47。

れであり、直接には憲法 14 条 1 項の命ずるところであるが、内容的には、「担税力に即した課税」(taxation according to ability to pay,Besteuerung nach Leistungsfahigkeit) と租税の「公平」(equity,Gleichheit) ないし「中立性」(neutrality) を要請するものである[57]」と述べている。また、金子教授は「まず、税負担が担税力に即して配分されなければならないことは、今日の租税理論がほぼ一致して認めるところである」[8] と述べ、さらに、「基礎控除その他の人的諸控除 (personal exemptions) や「負の所得税」(negative income tax) の制度を通じて最低生活水準 (minimum standard of living,Existenzminimum) の保障を図ることが可能であるから」、「実際の制度においては、所得税を中心としながら、これに財産税および消費税を適度に組み合わせ (タックス・ミックス)、所得・財産および消費の間でバランスのとれた税制を構築することが、担税力に即した税負担の配分のために好ましい[8]」と述べている。

金子教授は、「人的控除の水準は、財政事情さえ許せば、生活保護の水準に合わせるべきであろう。また、人的控除を所得控除から税額控除に切り換えて、所得控除による税額の減少額が所得の増加につれて累進的に増加するという問題を解消すると同時に、還付つき税額控除制度を採用して、控除額が税額を上回る場合には差額を還付することとすべきであろう」と、税額控除への移行について言及している[58]。

また、増田英敏教授は「“いったん税率を適用して税額を算出してから控除する”というプロセスが、なぜ政策的な控除という評価につながるのか疑問です。算出した税額の中から最低生活費を控除するというのは、確かに“課税後に政策的に控除する”という意味合いに理解できなくもありません。しかしそれは観念的なものであって、それよりはむしろ税負担軽減効果の公平性、すなわち租税公平主義を重視して考えることもできます。このように考えると、税額控除の方が優勢となります[59]」と述べている。

ただし、金子教授は「なお、所得が最低生活費を下回る場合には差額の全部または一部を給付すべきであるという意味での給付つき税額控除の提案についても、中長期的課題としての検討の要がある[60]」としており、給付付き税額控除を全面的に認めた訳ではないことを付け加えておきたい。

（５）小括

本章では、はじめに、我が国の税額控除の意義と特徴を述べ、次に税額控除の問題点を指摘した。そのうえで、近年において注目されている給付付き税額控除について諸外国の導入事情などを紹介しつつ租税公平主義に言及し、結びとして所得控除から給付付き税額控除への移行について論じた。田中治教授が述べられていることは法律論としての論理的整合

---

[57] 金子・前掲注３、88～89 頁。
[58] 金子・前掲注３、213 頁～214 頁参照。
[59] 増田英敏「基本原理から読み解く租税法入門」成文堂 114 頁～115 頁 (2023 年)。
[60] 金子・前掲注３、213 頁～214 頁。

性もありよく理解ができるが、増田英敏教授によると憲法25条1項の最低限度の生活費保障が観念的なものであるため、それよりは税負担軽減効果の公平性を確保することの方が重要であると考える。具体的には所得控除から給付付き税額控除へ移行することによって、人的控除が租税公平主義の要請に合致し、現行制度の問題点となっている高所得者有利の解消にもなり、しいては所得税の再分配機能を充足させる効果を発揮するのではないかと考える。また、マイナンバー制度の普及や行政のDX化も推進していることからしても、課税庁及び納税者ともに事務作業の負担が少ない税制度の確立は近い将来可能なはずである。したがって、人的控除については、所得控除から給付付き税額控除への移行について議論を重ねていくべきではないかと考える。

４　世帯単位課税

（１）世帯単位課税とは

課税単位とは、所得税の場合には、税額算定の基礎となる人的単位あるいは担税力の測定単位をいう[61]。世帯単位課税とは生計を同じくする世帯ごとに所得を合算して課税する方式のことをいう[62]。

（２）世帯単位課税の意義

世帯単位課税は、世帯全体の所得を合算し、家族構成に応じて税負担を調整することで、同一所得を持つ世帯間の公平性を高めることができる[63]。例えば、片働き世帯と共働き世帯では、同じ総所得でも税負担が異なる場合があるが、世帯単位課税ではこれを是正することが可能である[64]。

また、フランスの「N分N乗方式」のように、子どもが多い世帯ほど税負担が軽減される仕組みを導入することで、子育てに対する経済的インセンティブを提供し、少子化対策として機能することが期待される[65]。この方式では、夫婦や子供などの扶養親族の所得を合算し、家族除数(N)で除した金額を算出し、税率不適用所得(課税最低限)を控除した残りの金額に税率を適用して税額計算する。その税額に、家族除数Nをかけて、世帯全体で納めるべき税額を算出する[66]。所得税が累進税率になっている場合に、この「N分のN乗方式」を導入すると、家族の数が多いほど適用税率が低くなる。以下の議論で世帯単位課税とは「N分のN乗方式」を導入した世帯単位課税とする。

---

[61] 谷口・前掲注２、231頁。
[62] 内閣府「わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-答申」115頁。
（https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2000/pdf/zeichof08.pdf ［最終検索日：2024年８月16日］）
[63] 船橋充「所得税制の課税単位に関する一考察」公益財団法人租税資料館35頁（2014年）。
[64] 船橋・前掲注64、25頁。
[65] 東京財団政策研究所「少子化対策と税制　個人単位課税か世帯単位・Ｎ分Ｎ乗課税か――連載コラム「税の交差点」第106回」
（https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4177［最終検索日：2024年９月26日］）。
[66] 東京財団政策研究所・前掲注65。

（３）配偶者控除廃止論との関連

配偶者控除は、一定の所得以下の配偶者を持つ者に対して所得控除を認める制度である。この制度は、①「103 万円の壁」として知られ、配偶者が一定以上の収入を得ると控除が適用されなくなるため、多くの配偶者が収入を抑える傾向にある[67]、②専業主婦(または主夫)が基礎控除と配偶者控除を受けることで、不公平感が生じる[68]、という問題点がある。

配偶者控除廃止論は、配偶者控除を廃止し、その代わりに世帯単位課税を導入するというもので、①「103 万円の壁」がなくなり、多くの配偶者が自由に働けるようになる[69]、②世帯全体で所得を合算し課税することで、「二重控除」の問題も解消される[70]、という効果が期待される。

ここまで世帯単位課税のメリットを取り上げてきたが、世帯単位課税を導入する際には、「世帯」の定義や認定方法が問題となる[71]、といったデメリットが存在する。したがって、これらのメリットとデメリットを慎重に検討しながら、最適な制度設計を行うことが求められる。

---

[67] 伊田賢司「配偶者控除を考える」参議院事務局企画調整室 No.358　15 頁（2014）。
[68] 伊田・前掲注 68、19 頁。
[69] 東京財団政策研究所・前掲注 65。
[70] 東京財団政策研究所・前掲注 65。
[71] 東京財団政策研究所・前掲注 65。

おわりに

本論文では、所得税における所得控除、特に人的控除の在り方について考察し、税制の公平性やその課題を論じてきた。所得控除は、納税者の個別事情を反映し、担税力の減少に配慮するために設けられたものであるが、現行の所得控除制度にはいくつかの課題が存在する。

まず、所得控除額が現代の生活水準に適合しているかという点である。例えば、基礎控除や扶養控除などの控除額が、過去に設定された水準のまま据え置かれていることが多く、物価の上昇や生活費の増加に対応できていないという指摘がある。

また、控除制度が現代の家族のあり方の多様化に対応できていない点も問題である。配偶者控除や扶養控除は、従来の家族像、すなわち専業主婦世帯を対象に設計されているが、近年は共働き世帯や単身世帯、事実婚や同性婚など、さまざまな家族形態が増加している。ひとり親控除についても、婚姻歴に基づく制度設計が依然として存在し、現代の多様な家族構成を十分に反映できていない。このため、従来の控除制度は、家族の在り方が変化する現代社会において、適切に機能していないと言える。

さらに、所得控除の現行制度では、高所得者ほど控除による税負担の軽減効果が大きくなるという逆進的な性質がある。所得控除は憲法 25 条に基づく生存権を保障するための制度として重要であるが、同一の控除額が適用される結果、税率の高い高所得者ほど減税効果が大きくなる。現行の制度が果たして公平性を確保しているかが問われている。ただし、これは所得控除そのものの問題ではなく、累進課税制度の下で生ずる構造的な問題である。

この問題に対し、税額控除やゼロ税率の導入は、控除額が所得額に依存しないため、納税者全体に平等な減税効果をもたらす手段として有効である。特にゼロ税率は、低所得層にとって税負担の軽減が期待でき、所得再分配機能を強化する手段として注目される。

次に、世帯単位課税の導入も重要な検討課題である。現行の所得税制度は個人を課税単位としているが、世帯全体で所得を合算して課税する世帯単位課税を導入すれば、家族構成に応じた税負担の調整が可能となり、片働き世帯と共働き世帯間の税負担の不公平を是正できる。また、フランスのＮ分Ｎ乗方式のように、家族の人数に応じて税額が軽減される仕組みを導入することで、少子化対策としても効果が期待される。

さらに、給付付き税額控除の導入も有効な手段と考えられる。この制度は、低所得者に対して税額控除を超える分を現金で給付するものであり、税負担の軽減だけでなく、社会的支援の一環として機能する。既に多くの諸外国で導入されており、低所得者層の生活を支える仕組みとして、所得再分配の観点からも効果的である。日本のように少子化や高齢化が進む社会では、社会保障の充実が求められており、税制と社会保障を一体化させた仕組みの整備が重要である。

総じて、所得控除制度には改善の余地があり、特に税制の公平性を高めるための改革が必要である。本論文で述べたように、ゼロ税率、世帯単位課税、給付付き税額控除といった手法は、税制の公平性を向上させる有効な手段である。これらの制度を適切に組み合わせて導

入することで、納税者の負担を適切に軽減し、税負担の公平性を高めることが期待される。我が国日本においても、今後これらの改革が検討され、時代の変化に応じて柔軟に見直されていくことが求められる。